

# 官報号外

平成二十七年五月二十日

## ○第一百八十九回 参議院会議録第十九号

平成二十七年五月二十日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十九号

平成二十七年五月二十日

午前十時開議

- 第一 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・輸送施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。この際、日程に追加して、防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

おります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、南西地域における防空態勢の充実のため、航空自衛隊の那覇基地に第九航空団を新編することとしております。

第二に、防衛装備厅の新設に伴い、同庁の職員である隊員の任用等は、幹部隊員及び自衛官を除いて、防衛装備厅長官又はその委任を受けた者が行うこととする等の所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、自衛隊の部隊の改編に併せ、即応予備自衛官の員数を変更することとしております。

最後に、自衛隊員倫理法の一部改正について御説明いたします。

これは、防衛装備厅の新設に伴う所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

〔藤田幸久君登壇 拍手〕

○藤田幸久君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました防衛省設置法等の一部を改正する法律案について質問いたします。まず初めに、戦後我が国は防衛政策を一貫して支えてきた文民統制についてお尋ねします。

一九九六年、私が衆議院議員に初当選し、最初に取り組んだのが対人地雷全面禁止条約、いわゆるオタワ条約への日本の参加に向けた働きかけで

した。NGO出身議員として、私は、「地雷では

なく花をください」という繪本を国会議員に買つていただき、一冊五千円の本から六千円の利益を地雷除去に充てる活動を始めるとともに、超党派の対人地雷全面禁止推進議員連盟を立ち上げました。

半年間で数千冊が売れ、野党各党の議員は続々賛同してくれたものの、与党自民党的議員は、対人地雷なくして日本列島は守れないとの政府の政策から、誰も参加できませんでした。そんな中、自民党から最初に参加してくれたのが自民党国防部会長であった現在の防衛大臣、中谷元議員でした。陸上自衛隊の出身で地雷担当であつた中谷議員は、PKOで行つたカンボジアで女性や子供など市民の被害の悲惨さを見て、対人地雷の残虐性に大きな刺激を受けたのです。

中谷議員に続いて多くの自民党議員も加わり、小坂憲次議員を会長とする議員連盟が三百八十八人まで広がりました。この間、橋本龍太郎総理が指示した対人地雷に代わる代替兵器の開発を防衛府の制服組が受け入れ、最後まで抵抗した内局を説得してくれました。一九九七年十二月、小渕恵三外務大臣がオタワ条約に調印したのです。

私は、この経験から、現場の状況を知る制服組は、政治の指示さえ的確であれば柔軟に政策転換を果たす能力があることを実感しました。また、私自身、東日本大震災やスマトラ地震での自衛隊の人道援助活動や、ハイチやネパールでのPKO活動の現場を見てきました。自衛官の皆さんの不眠不休の活躍ぶりは筆舌に尽くせません。

そこで、中谷大臣に、オタワ条約の経験も踏まえ、制服組の能力と適応性についての見解を伺います。

次に、我が国の文民統制、シビリアンコント

ロール下における防衛省内の文官統制あるいは文官優位性と呼ばれる背広組と制服組の関係について伺います。

文官統制は、別名ビューロクラティックコントロールとも言われ、内局の過度な介入をイビリアンコントロールとやむする人もおります。

衆議院の質疑では、文官統制あるいは文官優位性に関する歴代総理の答弁が引用されました。佐藤栄作元総理の、自衛隊のシビリアンコントロールは、国会の統制、内閣の統制、防衛省内部における文官統制、及び国際会議の統制による四つの面から構成されているという答弁、中曾根康弘元

総理の防衛省長官時代における、私は内局による統制というのは必要だうと思つてゐるんですけどの答弁や、竹下登総理の答弁もあります。しかし、中谷大臣は、総理の方々の答弁については全く答えず、これら総理による文民統制との言葉尻を引用して文官統制はなかつたと強弁しています。

答弁逃れをするのではなく、歴代総理の文官統制あるいは文官優位性についての具体的な発言そのものの事実確認と評価について正々堂々たる答弁を求めてます。

中谷大臣、そもそも文官統制や文官優位性という実態を認めなければ、この設置法第十二条を変えねばならないという立法事実が消滅するのではないかですか。

同様に、外交防衛委員会における福山哲郎議員の、防衛省が行つたシミュレーションで設置法十

二条を改正しなければならない問題点や具体的な事象があつたかとの質問に対し、特段の問題点は明らかになつていないと答えており、立法事実は存在しないのではないかですか。

仮に、この設置法十二条が改められ、背広組と制服組との両方が防衛大臣を補佐する関係になつた場合、軍事的見地からの答弁が求められれば制服組による国会答弁が行われるのか、お答えください。

七十年前の大戦に軍部の独走があつたばかりではなく、近年も制服組の暴走が後を絶ちません。

二〇〇八年には、当時の田母神航空幕僚長が、日本が侵略国家であったといふのはぬれぎぬである、村山談話は言論統制の道具である、我が国は

専守防衛を旨とする国防の態勢を維持しているが、防御のみを考えていたは効果的な防衛態勢はできない、相手国への攻撃について徹底的に考え

るべき人たちが必要であるなどと発言しました。田母神氏がこうした言動を自衛隊関係の機関誌等で頻繁に行つていたにもかかわらず、防衛省内でチェックができなかつた体質が問題です。

省内のチェック体制や自浄能力、さらには、こうした暴走を止める再発防止策について中谷大臣に伺います。

中谷大臣、そもそも文官優位性といふ実態を認めなければ、この設置法第十二条を変えねばならないという立法事実が消滅するのではないかですか。

今回の改正では、防衛産業基盤の育成のため、防衛省が予算を獲得し、多くの契約企業や研究機関にも軍事予算が行き渡ります。これに集団的自

衛権行使を含む新たな安保法制の整備が加わると、軍事的組織と兵器産業の結合関係を意味する象があつたかとの質問に対して、特段の問題点は明らかになつていないと答えており、立法事実は軍産複合体形成に至ると思われますが、中谷大臣の見解を伺います。

軍産複合体に早くから警鐘を鳴らしたのは、軍人であるアイゼンハワー・アメリカ大統領で、一九六一年に、軍産複合体が我々の自由や民主主義的な手続を脅かすことのないようにしなければならないと述べています。その意味でも、防衛装備

府による憲法や各種法律の遵守と、高い透明性や説明責任の実行ことが重要と思われますが、中谷大臣の見解を伺います。

防衛装備品等の調達には極めて高い専門性が求められます。調達に当たり、米国を始めとする外

国政府や国内外の企業に対して交渉力を高め、装備品の適正価格を見極めるためには、装備品の構

想から開発、運用、廃棄に至る全過程を視野に入れた、いわゆる調達のプロを育成する必要がある

と考えます。アメリカでは、国防取得大学、DAUなどで専門的な教育を行つてゐるが、防衛省はどのように調達のプロを養成していくのか、中谷大臣に伺います。

我が国の防衛調達行政は、残念ながら過去に談合事件、背任事件を繰り返しています。衆議院の質疑において、防衛調達に関する不祥事の類型として、職員による背任事案、企業と職員による談合、企業による過大請求事案を挙げ、その原因と

して、随意契約が多い、閉鎖的な人事管理、法令遵守意識の欠如、企業の赤字回避対策を挙げてい

ます。こうした類型と原因に対してもどのような対策を講じているのか、類型別に中谷大臣にお答えいただきたい。

次に、防衛装備厅の新設に伴う技術研究本部の廃止についてお伺いします。

自衛隊が使用する車両、船舶、航空機、誘導武器や、重点的に取り組む統合先進技術に関する研究開発を行う技術研究本部は、平成二十六年度で約千五百億円の年間予算があります。防衛産業につては、技術研究本部と装備品の共同開発を行えば、研究開発費が確保できる上、受注も確実となるなどのメリットがあります。しかし、それゆえ、過去には技術研究本部と防衛産業との癒着が問題になりました。

本改正案により、技術研究本部が防衛装備厅に吸収された場合、規模が増大する研究開発費の用途が不透明になるのではないかとの懸念があります。研究開発費の透明性、公平性を高めるための政府の方策について伺います。

次に、新日本ガイドラインと安全保障法制との関係について岸田外務大臣に質問します。

五月十二日の外交防衛委員会において、私が、安保法制が国会で否決された場合、新ガイドラインはどうなるのかと質問したのに対し、岸田大臣は、我が国の現段階の法令にガイドラインが従うということ、これは当然であると答弁しました。

ということは、安保法制が国会で否決された場合、ガイドラインの立て付けからして、新ガイド

ラインから四月二十七日以前の前のガイドライン

に自動的に戻るのか、それとも、新ガイドラインを維持しつつ、現段階の法令に従つて、活用できない部分を除外するのか、また、それはどの部分に当たるのか、明確な答弁を求めます。

平成二十四年十二月の第二次安倍内閣発足後、

国家安全保障局、NSCの設置、新防衛大綱、中期防の策定、特定秘密保護法の成立、武器輸出三原則の見直し、新日米ガイドラインの策定、また、五月十五日の集団的自衛権の行使容認を含む

安全保障法案の提出と、我が国が戦後歩んできた平和国家の歩みを根本的に変更する暴走が加速しています。

しかし、これらの決定プロセスは、强行採決や憲法の解釈変更といった、国民の代表である国会の無視や軽視の連続です。その極め付けが、国会の審議を経てない安全保険法制と集団的自衛権行使の運用を定めたガイドラインを日米両国政府間で合意したこと、そして、提出すらされていない安全保障法制の夏までの実現を安倍総理が米国の議会で約束してしまったことです。

中谷防衛大臣は、私は、国会というのは最大のシビリアンコントロールである、原点であると思っていますと発言しています。また、文民統制の原点が憲法九条であると答弁しておりますが、安倍総理も中谷大臣も、この文民統制を自ら破つてしまつたのではないですか。その中谷大臣に防衛省設置法案を提案して文民統制の在り方を問う資格はないと思いますが、答弁を求めます。

二〇〇八年、田母神前空幕長が参考人として出

席した参議院外交防衛委員会の冒頭で、北澤俊美委員長は以下のように発言しました。昭和の時代に、文民統制が機能しなかつた結果、三百数十万人の尊い命が失われました。國家が存亡のうちに立つた最初の一歩は、政府の方針に従わぬ軍人の弱体化でありました。

また、同じ二〇〇八年の北京オリンピックに、当時戦争状態にあつたロシアとグルジアの射撃競技の女性選手たちが一緒に出場し、表彰式でメダルを受け取つた後、抱き合つてお互いの健闘をたたえ合い、次のように述べました。戦争を起こすのも戦争を止めるのも政治家だと。彼ら文民統制を厳格に運用しても、政治が暴走してしまつては意味がないということです。

防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行いました。

まず、自衛官の能力と適応性についてお尋ねがります。

○國務大臣(中谷元君) 藤田議員にお答えいたし

〔國務大臣中谷元君登壇、拍手〕

まず、自衛官の能力と適応性についてお尋ねがります。

一般に、補佐の意味は、部下が上司を助けることであり、他人の行為の消極的な制限又は禁止、あるいは積極的な下命という意味である統制を補佐者として行うことはできません。

また、佐藤總理大臣も、昭和四十七年三月十六日の参議院内閣委員会において、文民統制は政治の優先である旨答弁しており、中曾根防衛庁長官

も、昭和四十五年五月十二日の参議院内閣委員会において、文民優位とは政治家や国会が軍事を掌握することである旨答弁しております。さらに、

竹下内閣總理大臣も、昭和六十三年二月二十三日の衆議院予算委員会において、防衛政策を立案す

る際に文官と自衛官が話し合う旨答弁しています。

臣補佐を行つたものと承知をいたしております。

今後とも、文民統制の主体である防衛大臣として、自衛官の有する軍事専門的知見を生かしつつ、防衛省・自衛隊に関わる様々な課題への対応

御指摘のオタワ条約への参加などの課題においても、官房長及び局長による大臣補佐と各幕僚長

による大臣補佐とが適切に連携してなされたものと承知しております。また、東日本大震災等への対応においても、現場における自衛官の活躍はもとよ

り、各幕僚長は官房長及び局長とともに適切に大

領が出現することの蓋然性、すなわち、こうした

トリオがトップを占めると暴走が止められない蓋然性を中谷大臣はどう想定しますか。

恐らく、良識ある自民党や公明党的議員の方々も内心は懸念している、そうした蓋然性を想定せ

ずにはあります。

次に、歴代総理大臣の文官統制、文官優位性に

関する発言についての事実確認と評価についてお尋ねがありました。

文民統制とは、民主主義国家における軍事に対

する政治の優先を意味するものであり、文民統制における内部部局の文官の役割は、防衛大臣が文民統制を行う際の補佐です。防衛省設置法第十二条は、官房長及び局長が防衛大臣を補佐する旨を明確に規定をしています。

かつて、自民党国防部会長でありながら対人地

雷禁止の英断を下したように、今、日本国民と自衛隊員とその家族の命と安全を守るために政策転換を行う英断のお気持ちがないかをただして、私の質問を終わります。(拍手)

統制はなかつたと強弁しているとの御指摘は全く当たらないものと考えます。

次に、防衛省設置法第十二条の改正に係る立法事実についてお尋ねがありました。

防衛省設置法第十二条は、官房長及び局長による防衛大臣の補佐に係る規定であり、いわゆる文官統制や文官優位を定めたものではありません。

また、官房長及び局長による政策的見地からの大・臣補佐と各幕僚長による軍事専門的見地からの大臣補佐の調整、吻合という同条の趣旨を変更する必要性が生じているわけではありません。

他方、今般、防衛省改革の一環として、統合幕僚監部の改編や防衛装備庁の新設を予定しており、防衛省設置法第十二条についても、従来の趣旨を変更しない今まで新たな組織構成に適切に対応した規定とする必要があります。

具体的には、大臣補佐の主体に防衛装備庁長官を加えること、政策的見地からの大臣補佐の対象となる事項について限定的に掲げている現行規定を改め、当該補佐が防衛省の所掌事務全般にわたることを明確化すること、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐の調整、吻合という趣旨をより明確化することが必要であるため、同条を改正するものであります。

次に、防衛省設置法第十二条の改正と自衛官の国会答弁との関係についてお尋ねがありました。防衛省設置法第十二条の趣旨は、官房長及び局長による大臣の補佐と各幕僚長による大臣補佐が、言わば車の両輪としてバランスよく行われる

ことを確保するものであり、今般の改正によってもその趣旨は変わりません。自衛官の国会答弁の必要性については、あくまで国会において御判断される事項であると考えます。

その上で申し上げれば、各幕僚長を始めとする自衛官は、引き続き防衛大臣を軍事専門的見地から補佐する者として部隊運用等の隊務に専念すべきであることから、各自衛隊の隊務に関する国会答弁についても、従前と同じく、官房長や局長

に、また改編後の統合幕僚監部にあつては、運用政策総括官といった文官に行わせる方針であります。次に、田母神元航空幕僚長に係る事案を踏まえました。

た防衛省内でのチェック体制等についてお尋ねがありました。

防衛省内のチェック体制については、同事案を踏まえ、大臣通達等を発出し、隊員が部外へ意見

を表明を行う際、職務上の上級者に文書で届ける内容を明確化するなど、適切な手続を取るように周知徹底を図っています。

また、自浄能力については、高級幹部としての自覚を徹底させるための将官への昇任時における研修の実施や、適切な任命だけでなく、幹部自衛官の視野を広げるため、自己研さんについても適切に指導しています。

現在、これらの取組を再発防止策として実施しているところであり、国民の更なる信頼を得られるよう引き続き努力をしてまいります。

次に、防衛装備庁の設置や平和安全法制の整備

が軍産複合体の形成につながるのではないかとのお尋ねがありました。

防衛装備庁は、防衛装備品の開発、生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発や調達の適正化を図ります。これは、我が国を取り巻く厳しい財政事情や、防衛装備品の高度化、複雑化といった防衛装備品を取り巻く環境の変化に適正かつ効率的に対応することを目指すものであります。

また、平和安全法制の整備は、国民の命と平和な暮らしを守り抜くとともに、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することを目指すものであります。

自衛隊の装備については、一昨年末に決定した防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、着実に整備を行っているところであります。この法改正や平和安全法制の整備によってこうした防衛力整備の仕組みを見直すことは考えておりません。

自衛隊の装備については、一昨年末に決定した防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に基づき、着実に整備を行っているところであります。この法改正や平和安全法制の整備によってこうした防衛力整備の仕組みを見直すことは考えておりません。

以上から、これらの施策が軍産複合体の形成に至るとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、防衛装備庁における法令遵守や説明責任についてお尋ねがありました。

議員の御指摘のとおり、防衛装備庁の新設に当たっては、各種法令の遵守や高い透明性の確保、説明責任の実行が重要だと考えております。

このため、まず第一に、監察・監査機能の強化

を図つていくこととしております。第二に、教育部門の充実による職員への法令遵守教育の徹底を図つてまいりました。

図ることとしております。第三に、装備品のライフルサイクルを通じた一元的かつ一貫した管理を通じ、コスト管理や適正な取得方式の決定を行うことで、装備品の取得に関するより一層の透明性を確保し、説明責任を果たしてまいります。

次に、防衛装備品等の調達プロセスの養成についてお尋ねがありました。

防衛装備品では、高い専門性を有するとともに、バランスの取れた人材の養成が必要となります。そのため、職員のキャリアパス形成の一環として、調達の制度やプロジェクト管理の手法など、装備品の取得に関する教育や研修を実施することにより、専門的な知識に通じたプロジェクトショナールを養成するため、教育部門の充実にも努めてまいります。

次に、防衛調達をめぐる不祥事の再発防止策についてお尋ねがありました。

防衛省としては、防衛装備をめぐる不祥事を踏まえ、事案に応じ原因を分析し、対策を講じてまいりました。

具体的には、職員による背任事案を受け、相互牽制が働く組織体制の整備、防衛調達審議会の設置、随意契約の透明性の向上、職員の法令遵守の強化等を図つてまいりました。また、企業と職員による談合事案を受け、閉鎖的な人事管理制度の見直し、防衛監察本部の設置、法令遵守教育の徹底を図つてまいりました。さらに、企業による過大請求事案を受け、違約金の見直し、抜き打ち調査の導入、企業の法令遵守の強化、契約制度の見直し等を図つてまいりました。

(号) 外

防衛装備庁の設置に当たつても、過去の教訓を真摯に省み、こうした再発防止策を引き続き厳格に実施してまいります。

次に、防衛装備庁における研究開発費の透明性、公正性を高めるための方策についてお尋ねがありました。

技術研究本部においては、陸自UHX事業の教訓、反省を踏まえ、これまで事業者との接触の適正化を徹底することともに、企業からの情報収集の透明化などの方策を講じてまいりました。

防衛装備庁においても、これらの方策を引き続き厳格に実施するとともに、監察・監査機能の強化や教育部門の充実による法令遵守教育の徹底といった措置により、業務の一層の透明性、公正性を確保してまいります。

次に、文民統制における国会の重要性についてお尋ねがありました。

文民統制とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものであり、我が国においても、自衛隊が国民の意思によって整備、運用されることを確保するため、国民を代表する国会や、国会に対して連帶して責任を負う内閣が自衛隊を統制する責務を負うこととし、各レベルで新ガイドラインの下で行われる取組が各々の憲法及びその時々において適用のある法令に従うこととは当然であり、また、本法案についても、平和安全法制についても、その中身については国会において適切に御審議いただく所存です。したがつて、安倍総理や私が、国会を軽視し、文民統制を破つているとの御指摘は当たりません。

最後に、政治が暴走する蓋然性についてのお尋ねがありました。

我が国においては、自衛隊が国民の意思によって運用、整備されることを確保するため、各レベルでの厳格な文民統制の制度を採用しており、國民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律、予算の形で議決し、また防衛出動などの承認を行うこととされております。さらに、憲法において、議院内閣制の下、国会が内閣監督の機能を果たすことが規定をされております。

このように、我が国においては、國民を代表する国会が自衛隊を統制しており、御指摘のようないわゆる政治の暴走は想定されません。本法案に

お尋ねがございました。(拍手)

○國務大臣岸田文雄君 平和安全法制と新ガイドラインとの関係についてお尋ねがありました。

新ガイドラインに明記されているとおり、新ガイドラインの下で行われる取組は、自国の憲法及びその時々において適用のある法令に従つて行われるものです。

そのことを前提として、新ガイドラインのうち、例えば日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動の部分で記述された日米協力については、

平和安全法制に係る法案が御承認いただける場合

に実施可能となるものです。

いずれにせよ、平和安全法制については今後国

に実施可能となるものです。

いたしました。

最後に、政治が暴走する蓋然性についてのお尋

ねがありました。

我が国においては、自衛隊が國民の意思によつて運用、整備されることを確保するため、各レベ

ルでの厳格な文民統制の制度を採用しており、國

民を代表する国会が、自衛官の定数、主要組織などを法律、予算の形で議決し、また防衛出動など

の承認を行うこととされております。さらに、憲

法において、議院内閣制の下、国会が内閣監督の

機能を果たすことが規定をされております。

このように、我が国においては、國民を代表す

る国会が自衛隊を統制しており、御指摘のよう

なお、新ガイドラインの下での取組は、その

時々において適用のある法令に従つて行われるも

のであり、今後、旧ガイドラインに自動的に戻る

ということはありません。(拍手)

い支持を得られるよう、分かりやすく丁寧な説明

を心掛けでまいります。

なお、新ガイドラインの下での取組は、その

時々において適用のある法令に従つて行われるも

のであり、今後、旧ガイドラインに自動的に戻る

ということはありません。(拍手)

い支持を得られるよう、分かりやすく丁寧な説明

を心掛けでまいります。

大臣は、意見が一致する人なら会うが、意見を

異にする人とは会わないというスタンスならば、

民主主義の原点を否定する行為とも思われます

し、また、基地の過重負担にあえいでいる県民の

声には耳を貸さないと言つておられるのに等しいもの

があり、かかる大臣の発言は断じて容認すること

はできません。大臣、心に響く見解をお聞かせく

ださい。

あなたは、去る三月の閣議終了後の記者会見

で、翁長沖縄県知事との面会について記者団から

問われた際、お会いしていい結果が出ればいいと

思うが、より対立が深くなるということではお会

いしても意味がありませんので、そういう状況

に至つたならば、お会いすればいい結果が出るの

ではないかと思いますとコメントをされておりま

すが、そういう状況に至らしめるのは、大臣、あ

なた自身ではないですか。他人任せで無責任極ま

りないと断ぜざるを得ません。

防衛大臣が眞に沖縄県に対する正しい歴史認識

や県民の痛みを感じておられるならば、たとえ政

治的に相対立する県知事であつても、沖縄県民の

民意を代表する知事には胸襟を開いて話し合うの

が大臣の大きな責務ではないでしょうか、お伺い

をいたします。

大臣は、意見が一致する人なら会うが、意見を

異にする人とは会わないというスタンスならば、

民主主義の原点を否定する行為とも思われます

し、また、基地の過重負担にあえいでいる県民の

声には耳を貸さないと言つておられるのに等しいもの

があり、かかる大臣の発言は断じて容認すること

はできません。大臣、心に響く見解をお聞かせく

ださい。

防衛装備品については、技術の高度化、国際協

力の進展、防衛産業の維持、育成、調達コストの

管理など、様々な課題が山積をしております。こ

の状況に効果的に対応するためには、防衛省の各

部署に分散している人材や知見を集約し、組織一

丸となつて防衛装備品に対する様々な業務に取り

組む体制を整備することが不可欠だと考えます。

他方、権限が集中する巨大組織をつくるに當

たっては、装備品の調達などをめぐつて不祥事が

発生するリスクに対しても十分な対策が練られな

ければなりません。また、装備品のライフサイク

ルコストの抑制が関心を引く中で、装備品をめぐ

るコスト管理を徹底していく必要があります。防

衛大臣のお考えをお示しください。

本法案には、防衛大臣の補佐体制を定めた防衛省設置法第十二条の改正が盛り込まれております。さきの衆議院での審議においても、この改正は、いわゆる文官統制を撤廃するものであり、ひいては文民統制をも危うくするものであるとの指摘が聞かれました。また、文民統制に関する政府の説明が過去の国会答弁と一貫していないのではないかとの指摘もあつたように賜っております。

しかし、今の時代に重要なのは、文民統制、政治による統制を徹底することであり、戦後七年、日本には既に民主主義がしっかりと根付いておると認識します。国民世論も成熟しています。

そして、国民を代表する国会や、内閣、防衛省における厳格な文民統制を維持し続けております。今後も、この厳格な文民統制が引き続き維持される旨を、政府として責任を持つて明確に国民に発信し続けることが国民の自衛隊に対する一層の信頼を得るために不可欠と考えますが、防衛大臣、お考えを伺います。

防衛省において、内部部局や各幕僚監部といった様々な機関が業務を分担しているところであります、今般、政策庁たる外局である防衛装備庁の新設や、自衛隊の統合運用機能を強化するための統合幕僚監部など、大幅な組織改編が盛り込まれております。防衛に対する業務は多岐にわたるため、各部署が専門性を十分に發揮し業務を行うことが重要なのは当然ですが、大幅な組織改編後に、各部署が互いに協力をせず、ばらばらに業務を行うことになつてしまつては、組織改編

の実が上げられないおそれがあります。防衛大臣、決意のほどを伺います。

この組織改編では、防衛省の業務のうち、自衛隊の実際の運用機能を統合幕僚監部に一元化することですが、今後は、とりわけ内部部局と統合幕僚監部との連携の確保が重要となつてまいります。防衛大臣の補佐のうち、政策的な見地からは官房長及び局長、軍事専門的な見地からは幕僚長がそれぞれ大臣を支えるとなつております。例えば、それぞれの組織に自衛官、文官を相互配置するような形で進めていくべきと考えますが、大臣の見解をお示しください。

今回の改正案において、第九航空団が那覇基地に新編されることとなつております。那覇基地の戦闘機部隊が二個飛行隊化されることになります。航空自衛隊によるスクランブルの回数が増加する中、南西地域における防空態勢の充実の観点から、この第九航空団の新編は大変意味のあることであると考えております。

その一方で、東シナ海・南シナ海空域においては、二〇一三年十一月二十三日、中華人民共和国による一方的な防空識別圏の設定が通告され、外交上極めて重要な、しかも危険空域と言わざるを得ないので、民間旅客機を含め、空の安全確保が大事であり、外務省はこれらについてどのような外交的対応をしてきたのか、そして将来についてどう取り組むか、外務大臣、あなたに伺いたいと思います。

また同時に、那覇空港における自衛隊機の離発着回数も一定程度増加し、騒音も増加することが見込まれることから、那覇空港における防音対策が適切に実施されるのが必要であると思います。空港管理者である国土交通省と密接に連携して、周辺地域に対して適切な対策が講じられるよう努めをすべきですかと考えます。防衛大臣の見解を聞かせてください。

以上、防衛省・自衛隊が国民からの信頼を得ながら、厳しい安全保障環境に有効に対処できる組織になることを期待し、質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣中谷元君登壇、拍手)

○國務大臣(中谷元君) 儀間議員にお答えいたしました。

翁長沖縄県知事との対話についてお尋ねがありました。先般、私は翁長知事と会談をし、今なお沖縄に多くの米軍施設・区域が集中し、沖縄県民の皆様に御負担をお掛けをしていることを重く受け止めていると伝えた上で、普天間移設の意義や負担軽減について直接説明する機会を得ました。翁長知事とは、今後とも協議を続けていくべきといふことで一致したところであります。私が意見を異にする人と会わないとの御指摘は当たりません。

また、御指摘の記者会見での発言は、会う以上はお互にとつていい結果が出るような状況で会わなければいけないとの旨を述べたものであり、一般的の知事との会談は、率直な意見交換を行つてみたいと思います。

次に、厳格な文民統制の制度の維持を国民に対して明確に発信する重要性についてお尋ねがありました。

文民統制とは、民主主義国家における軍事に対する政治の優先を意味するものであり、我が国においては厳格な文民統制の制度を採用しております。我が国の文民統制は、国会における統制、国家安全保障会議を含む内閣による統制とともに防衛省における統制があり、そのうち防衛省における統制は、文民である防衛大臣が自衛隊を管理運営し、統制することを指します。

御指摘のとおり、このような厳格な文民統制の諸制度は今般の組織改編後もいささかも変更されるものではなく、むしろ今般の組織改編は文民統制の主体である防衛大臣の補佐体制を強化するものであります。この点については、政府として国会等の場を通じて国民の皆さんにしつかりと御説明をしてまいりたいと考えております。

次に、今般の組織改編後における防衛省内の各部署が統一性なく業務を行うおそれについてお尋ねがありました。

今般の組織改編により、防衛省に内部部局以外に防衛装備庁という政策の企画立案機能を有する組織ができ、また、実際の部隊運用に関する業務について、対外的な連絡調整を含め統合幕僚監部が一元的に実施することとなります。

これらも含め、防衛省の組織は全て大臣の統制の下に置かれるものであります。防衛省内部の各部局、機関同士が相互に連携して、引き続き防衛省の所掌事務全般が統一性を持つて行われることを確保することも重要であります。したがつて、防衛省設置法の内部部局の所掌事務に係る規定を改正し、内部部局が、省の所掌事務に関し、省内の施策の統一を図るために必要となる総合調整を行ふ旨を明記いたしました。また、私としても、防衛省内部の各部局、機関が適切に連携協力をしていくよう組織運営に努めてまいります。

次に、内部部局と統合幕僚監部の連携を確保するため、それぞれの組織に自衛官、文官を相互配置する必要性についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、今般の組織改編後においてまいりたいと考えております。

次に、今般の組織改編後における防衛省内の各部署が統一性なく業務を行うおそれについてお尋ねがありました。

今般の組織改編により、防衛省に内部部局以外に防衛装備庁という政策の企画立案機能を有する組織ができ、また、実際の部隊運用に関する業務について、対外的な連絡調整を含め統合幕僚監部が一元的に実施することとなります。

これらも含め、防衛省の組織は全て大臣の統制の下に置かれるものであります。防衛省内部の各部局、機関同士が相互に連携して、引き続き防衛省の所掌事務全般が統一性を持つて行われることを確保することも重要であります。したがつて、防衛省設置法の内部部局の所掌事務に係る規定を改正し、内部部局が、省の所掌事務に関し、省内の施策の統一を図るために必要となる総合調整を行ふ旨を明記いたしました。また、私としても、防衛省内部の各部局、機関が適切に連携協力をしていくよう組織運営に努めてまいります。

次に、内部部局と統合幕僚監部の連携を確保するため、それぞれの組織に自衛官、文官を相互配置する必要性についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、今般の組織改編後において

も、官房長及び局長が政策的見地から、各幕僚長が軍事専門的見地から、言わば車の両輪としてバランスよく大臣を補佐することには何ら変更はありません。

かかる大臣補佐体制を前提としつつ、文官及び自衛官の一体感の醸成やそれぞれの知見の活用のため、平成二十六年度に引き続き、平成二十七年度には、内部部局に更に自衛官を定員化し、計四十八名とするとともに、統合幕僚監部に新たに約四十名の文官を定員化することとしています。これにより、文官及び自衛官の一体感は更に醸成されると考えます。

最後に、第九航空団の新編に伴う那覇空港の防音対策についてお尋ねがありました。

那覇空港を設置、管理する国土交通省においては、第九航空団の新編に関する防衛省からの情報提供を踏まえ、今月一日、住宅防音工事の対象地域を追加指定したと承知しております。

防衛省としては、新たに配備される自衛隊機分の騒音も含め、那覇空港を設置、管理する国土交通省による防音対策が適切に実施されるよう、引き続き必要な情報を提供してまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣岸田文雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸田文雄君)　中国による東シナ海防空識別区の設定に係る措置等を受けた民間旅客機を含めた空の安全確保に向けた外交努力について

お尋ねがありました。

中国による東シナ海防空識別区の設定は、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不正に侵害するものであり、我が国としてその撤回を求めております。

その上で、政府としては、例えば公海上空における飛行の自由の重要性について、G7外相会合やEAS参加国外相会議を始めとする国際会議等の機会を通じ各国の間で確認しているほか、民間航空機関事務局に対し、専門的な知見を求めるといった外交努力を行っています。また、不測の事態を回避するとの観点から、日中防衛当局間の海空連絡メカニズムの早期運用開始に向けた働きかけを実施しています。

これらの外交努力を通じ、自由で安全な航行を確保していく考えです。(拍手)

○議長(山崎正昭君)　これにて質疑は終了いたしました。

委員会におきましては、商工中金の完全民営化の目標時期を明示する必要性、危機対応業務に民間金融機関の参加を促すための課題と取組、事業型NPOを信用保険の対象とすることによる地域経済への効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子理事、日本を元気にする会・無所属会を代表して松田公太委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對して附帯決議を行いました。

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君　ただいま議題となりました株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、中小企業者に対する金融の円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、株式会社商工組合中央金庫が引き続き危機対応業務を的確に行えるよう、政府が保有するその株式について、目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分する措置を講ずるほか、中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、商工中金の完全民営化の目標時期を明示する必要性、危機対応業務に民間金融機関の参加を促すための課題と取組、事業型NPOを信用保険の対象とすることによる地域経済への効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子理事、日本を元気にする会・無所属会を代表して松田公太委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

平成二十七年五月二十日 参議院会議録第十九号

八

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

## 〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

## 〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

## 投票総数

二百三十五  
百九十八

## 賛成

三十七

## 反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

## 〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

本法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に実施させる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講じようとするものであります。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

## 〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。

## 〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

## 投票総数

二百三十七  
一百二十五  
十二

## 賛成

## 反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

## 〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

委員会におきましては、地域公共交通に係る出

資業務を機関に新設する意義、機関の出資基準の在り方と対象事業の見通し、地域公共交通ネットワークの維持に向けた取組の推進等について質疑がなされました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長広田一君。

## 〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

なお、本法律案に対しても附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議員	議長	山崎 正昭君
吉良よし子君	又市 征治君	
石川 博崇君	竹谷としじ子君	
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君	
河野 義博君	佐々木さやか君	

議員	副議長	輿石 東君
長谷川 岳君	宇都 隆史君	
森屋 宏君	山田 修路君	
山口那津男君	堀内 恒夫君	
西田 實仁君	三木 亨君	
山谷えり子君	堀井 巍君	
長谷川 岳君	渡辺 猛之君	
宇都 隆史君	渡邊 美樹君	
森屋 宏君	山下 雄平君	
山田 修路君	三宅 伸吾君	
吉川ゆうみ君	舞立 昇治君	
大冢 敏志君	馬場 成志君	
吉川ゆうみ君	井原 巧君	
大冢 敏志君	石田 昌宏君	
古賀友一郎君	太田 泰正君	

議員	議長	山崎 正昭君
吉良よし子君	又市 征治君	
石川 博崇君	竹谷としじ子君	
辰巳孝太郎君	吉田 忠智君	
河野 義博君	佐々木さやか君	
北村 経夫君	渡辺 猛之君	
大野 大野	石井 正弘君	
太田 房江君	太田 房江君	
古賀友一郎君	大野 大野	

官 報 (号 外)

平成二十七年五月二十日

參議院會議錄第十九號

## 議長の報告事項

議長の報告事項



官 報 (号外)

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記  
(六月三十日任期満了の森本宜久の後任)  
布野 幸利

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記  
(六月三十日任期満了の伊藤博元の後任)  
渡邊 英寿

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記  
(六月十四日任期満了の森田朗の後任)  
荒井 耕

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記  
(七月五日任期満了による再任)  
松田 英三

同日内閣から、左記の者を原子力規制委員会委員に任命したいので、原子力規制委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記  
(九月十八日任期満了の中村佳代子の後任)  
伴 信彦

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条5の規定に基づく二千十四年の国際労働機関第百三回総会において採択された議定書に関する報告書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づく二千十四年の国際労働機関第百三回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

記  
(六月二十日任期満了による再任)  
野口 晴子

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年五月十九日

経済産業委員長 吉川 沙織

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記  
(七月五日任期満了による再任)  
松田 英三

同日内閣から、左記の者を原子力規制委員会委員に任命したいので、原子力規制委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要書を受領した。

記  
(九月十八日任期満了の中村佳代子の後任)  
伴 信彦

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条5の規定に基づく二千十四年の国際労働機関第百三回総会において採択された議定書に関する報告書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づく二千十四年の国際労働機関第百三回総会において採択された勧告に関する報告書を受領した。

記  
(六月十四日任期満了の森田朗の後任)  
荒井 耕

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年五月十九日

経済産業委員長 吉川 沙織

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者に対する金融の円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、株式会社商工組合中央金庫が引き続き危機対応業務を的確に行えるよう、政府が保有するその株式について、目的の達成に与える影響等を踏まえつつ処分する措置を講ずるほか、中小規模の特定非営利活動法人への融資を中小企業信用保険の付保対象に追加する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十七年度一般会計予算(経済産業省所管)に六千五百万円が計上されている。

二、民間金融機関が危機対応業務を担えるように実施できるよう万全を期すとともに、政府が株式を保有することにより、商工中金が競争上著しく優位となり民業圧迫とならないよう、政府によるガバナンスを強化すること。

三、本法により介護事業や生活困窮者支援事業、中小企業と連携していない事業等を行う者も含め幅広い特定非営利活動法人に対し信用保険の対象が拡大されることに当たり、当該制度の活用を促進すべく、関係金融機関や特定非営利活動法人に対する本法の意義等について周知徹底を図ること。また、特定非営利活動法人は地域の経済・雇用の担い手として重要性が高まっていることや小規模企業に焦点を当てた中小企業政策を推進している現況に鑑み、今後、中小企業基本法の改正も視野に入れつつ、中小企業と同様に事業を行う特定非営利活動法人を主要な中小企業施策の対象とするべく必要な検討を行うこと。

四、信用補完制度に対する多額の財政支援が継続している状況に鑑み、国民負担を軽減するとの観点から、全国各地の信用保証協会の業務の効率化及びガバナンスの強化を図ること。併せて、信用保証協会による保証業務や保証基準の在り方についても、不斷の見直し及び検証を行うこと。

右決議する。

検討を進めその結果について公表すること。

平成二十七年五月二十日 参議院会議録第十九号

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一一一

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信

改める。

用保険法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年四月十四日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

号)第四十四条第一項に改め、同条第二項中

「第四十五条第二項」を「第四十五条第一項」

に、「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合

中央金庫法第四十五条第二項」を「資本金等」と

あるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十

九年法律第七十四号)第四十五条第一項」に、

第七十三条第二項」と、「に改める。

第七十三条第一項第二号中「規定に違反した」

を「規定の違反があつた場合において、当該違

反行為をした」に改め、同条第三項中「第七十三

条第二項」と、「を「(平成十九年法律第七十四号)

第七十三条第二項」と、「に改める。

のをいう。以下同じ。」及び「を削り、「額の合計額を」を「額を」に改める。

第四十四条の見出しを「(欠損の填補を行う場

合の特別準備金の額の減少)」に改め、同条第一

項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第一

項中「第一項第一号及び」及び「の合計額」を

削り、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第

二項とし、同条第四項中「又は第二項」、「危機

対応準備金の額又は」及び「それぞれ」を削り、

同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第四十五条第一項を削り、同条第二項を同条

第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に

改め、同項各号中「危機対応準備金の額又は」を

削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中

「及び第二項」及び「の合計額」を削り、同項を同

条第三項とする。

第四十六条第一項中「危機対応準備金の額(第

四十四条第一項の規定により危機対応準備金の

額が減少している場合は、当該減少する前の危

機対応準備金の額)及び同日における」を削り、

「同条第二項」を「第四十四条第一項」に改め、

「当該危機対応準備金の額及び」を削り、同条第

四十五条第一項の規定により指定を受けたも

のとみなされた同法第十一条第二項に規定す

る指定金融機関として同法第二条第五号に規定

する危機対応業務(以下「危機対応業務」とい

う。)の円滑な実施のために必要な商工組合中央

金庫の財政基盤の確保に資するものとして、附

則第一条の二第一項の規定により充てられたも

のをいう。以下同じ。」に改め、同条第一号中「し

た者」を「したとき。」に改め、同条第一号中「忌

避した者」を「忌避したとき。」に改め、同条第三

号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第四

七号)第二条第四号に規定する特定資金を必

要の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第四十四条の見出しを「(欠損の填補を行う場合の特別準備金の額の減少)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第一項中「第一項第一号及び」及び「の合計額」を削り、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」、「危機対応準備金の額又は」及び「それぞれ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第四十五条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項各号中「危機対応準備金の額又は」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中「及び第二項」及び「の合計額」を削り、同項を同条第一項とする。

第四十六条第一項中「危機対応準備金の額(第四十四条第一項の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額)及び同日における」を削り、同条第二項を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項中「及び第二項」及び「の合計額」を削り、同項を同条第一項とする。

第四十七条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「當ませた者」を「當ませたとき。」に改め、同条第二号中「した者」を「したとき。」に改める。

第七十二条中「違反した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十三条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十四条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十五条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十六条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十七条第一項中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十八条第一項中「及び」を「中「前条第二項」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第三項において準用する前条第二項」と、同条に、「あるのは」を「あるのは」に改める。

第七十九条第一項中「ついて」の下に「株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

附則第二条第一項中「ついて」の下に「株式会社商工組合中央金庫の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

附則第二条の次に次の十一条を加える。

(危機対応業務の実施の責務)

第二条の二 株式会社商工組合中央金庫は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十

要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、同条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う責務を有する。（株式の政府保有）

第二条の三 政府は、当分の間、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一一条第二項に規定する指定金融機関をいう。附則第二条の六第一項において同じ。）に係る制度の運用の状況、同項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、会社商工組合中央金庫による危機対応業務の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を的確に実施するために必要な株式を保有していなければならぬ。

（危機対応業務に関する事業計画の認可）

第一条の四 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、危機対応業務に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業計画には、主務省令で定める危機対応業務の実施方針に関する事項及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講

じようとする措置に関する事項を記載しなければならない。

（適正な競争関係の確保）

第二条の五 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害するとのないよう特に配慮しなければならない。

（危機対応準備金）

第二条の六 株式会社商工組合中央金庫は、指定金融機関として危機対応業務の円滑な実施のために必要な株式会社商工組合中央金庫のための特別準備金を設け、次項の規定により政府が出資した金額をもつてこれに充てるものとする。

第二条の七 株式会社商工組合中央金庫は、特別準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額

二 危機対応準備金の額の減少がその効力を生ずる日

（国庫納付金）

第二条の八 株式会社商工組合中央金庫は、危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至つたと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、危機対応準備金の額から減額するものとする。

（危機対応準備金の額の計算の方法等）

第三条 株式会社商工組合中央金庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、前項の規定により出資された額の全額を第一項の規定により出資された額の額として計上され、当該の危機対応準備金（以下「危機対応準備金」という。）の額として計上するものとする。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）」とす

（欠損の填補を行つ場合の危機対応準備金の額の減少）

第二条の七 株式会社商工組合中央金庫は、特別準備金の額が零となつたときは、危機対応準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する危機対応準備金の額

第一号の額」とあるのは「前項第一号及び附則第一項」であるのは「同項又は同条」と、同条第三項中の「七」と、「特別準備金の額を」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額を」と、「特別準備金の額が」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額がそれぞれ」と、第四十五条第二項中「前項」とあるのは「前項又は附則第二条の八」と、同項各号中の「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」と、同条第三項中の「規定により納付する金額」とあるのは「及び附則第二条の八の規定により納付する金額の合計額」と、「前項第一号」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた前項第二号」と、第四十六条第一項中「額」とあるのは「額及び同日における危機対応準備金の額附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の危機対応準備金の額」と、「当該特別準備金の額」とあるのは「当該特別準備金の額及び当該危機対応準備金の額」と、同条第三項中「及び第一項」とあるのは「及び附則第二条の八並びに附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた第一項」と、第四十八条第一項中「特別準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」とあるのは「特別準備金の額又は危機対応準備金の額」とする。

2 前項の規定により読み替えた第四十四

条第三項の規定による危機対応準備金の額の増加は、同項の規定による特別準備金の額の増加に先立つて行うものとする。

3 第一項の規定により読み替えた第四十

六条第一項の規定による危機対応準備金の額に相当する金額の納付は、同項の規定による特別準備金の額に相当する金額の納付に先立つて行われるものとする。

(危機対応準備金の額の減少に関する会社法の準用)

第二条の十 会社法第四百四十九条第六項(第一号に係る部分に限る)及び第七項並びに第八百二十八条(第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。)の規定は、附則第二条

の七の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資

本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫

法(平成十九年法律第七十四号)附則第二条の

七の規定による危機対応準備金」と読み替えるものとする。

(業務報告書等)

第二条の十一 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、第五十一条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)附則第六項の規定の遵守に限る。)の規定は、附則第二条の八の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法附則第二条の八の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

(業務報告書等)

第二条の十一 株式会社商工組合中央金庫は、当分の間、第五十一条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)附則第六項の規定の遵守の状況を含む。)を記載しなければならない。のもの

(過料)

第二条の十二 附則第一条の四の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつた場合には、その行為をした株式会社商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与がある場合は「危機対応準備金」と、「減少する場合(減少する準備金の全部を資本金とする場合を除く。)」とあるのは「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、「資本金等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)附則第一条の八の規定による危機対応準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法附則第二条の八の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「附則第二条の九第一項の規定により読み替えた同法第四十五条第二項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

第三条の三 第二項中「保証をした借入金の額」の手形の割引の場合は手形金額、電子記録債権の割引の場合は電子記録債権の金額、特殊保証の場合は限度額。次項において同じ。」を「借入金の額のうち保証をした額」に改め、同条第二項中「保証をした借入金の額」を「借入金の額のうち保証をした額」に改め、同条第四項後段を削る。

第三条第一項中「及び第三項」の下に「第三

号の三第一項及び第二項」を加える。

第二条第一項中第二号の二を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とし、第三

号を第三号に次の一号を加える。

七 特定事業を行う特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人)以下のもの

つて、常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、五人)以下のもの

官 報 (号外)

附則に次の二項を加える。

6 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年

法律第七十四号)附則第二条の二に規定する危機対応業務として行う貸付けに係る債務の保証については、本法の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条(中小企業信用保険法附則に一項を加える改正規定を除く)並びに附則第五条から第十二条まで及び第十五条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(危機対応業務に関する事業計画の認可に関する経過措置)

第二条 株式会社商工組合中央金庫がこの法律の施行後最初に作成する第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法(以下「新金庫法」という)附則第二条の四の規定による事業計画については、同条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)」の施行後遅滞なくとする。

(株式会社商工組合中央金庫に対してされた出資に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日前に政府から株式会社商工組合中央金庫に対し第一条の規定による

改正前の株式会社商工組合中央金庫法附則第一

条の二第一項に規定する危機対応準備金に充てるべきものとして出資された額に相当する金額は、政府から新金庫法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金に充てるべきものとして出資されたものとみなす。

(危機対応業務に関する検討)

第四条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。)に係る制度の運用の状況、新金庫法附則第二条の六第一項の危機対応準備金に係る株式会社商工組合中央金庫に対する出資の状況、株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務(新金庫法附則第二条の二に規定する危機対応業務をいう。この条において同じ。)の実施の状況、株式会社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、当該危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一一部改正)

第六条 激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「行なわれた」を「行われた」に改め、「と、同法第三条の二第一項」の下に「及び第三条の三第一項」を加え、「同法第三条」を「同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項」に改め、「同法第三条の三第一項中「保険金額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険金額の合計額とその他の保険関係の保険金額の合計額」とそれぞれ」と、同

見を聽かなければならない。

3 政府は、第一項の検討の結果、政府による株式会社商工組合中央金庫の株式の保有に関する

義務に係る措置その他の株式会社商工組合中央金庫による危機対応業務の的確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるとときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(中小企業信用保険に関する経過措置)

第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律の一一部改正)

第六条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十三条第一項の表

三 中心市街地の活性化に関する法律(平成十一年法律第九十二号)第五十三条第一項の表

四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十三条第一項の表

五 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第七十九条第一項の表

六 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条第一項の表

七 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十三条第一項の表

(中小小売商業振興法の一部改正)

第八条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「同項第五項」を「同項」に改め、同項の表第二条の二第一項、第三条の三

者」と「を削る。

(下請中小企業振興法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の表の第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、これらの表の第三条の三第二項の項を削る。

百四十五号)第十一条第二項の表

二 発電用施設周辺地域整備法(昭和四十九年法律第七十八号)第十一条第一項の表

三 中心市街地の活性化に関する法律(平成十一年法律第九十二号)第五十三条第一項の表

四 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第十三条第一項の表

五 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)第七十九条第一項の表

六 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)第十八条第一項の表

七 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成二十年法律第三十三号)第十三条第一項の表

(中小小売商業振興法の一部改正)

第八条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百一号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「同項第五項」を「同項」に改め、同項の表第二条の二第一項、第三条の三

株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

第一項の項中「第三条の三第一項」を「及び第三条の三第一項」に改め、同表第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律及び地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第九条 次に掲げる法律の表の第三条の二第一項、第三条の三第一項の項中「第三条の三第一項」を「及び第三条の三第一項」に改め、これらの表の第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、これららの表の第三条の三第二項の項を削る。

第一項の項中「第三条の三第一項」を「及び第三条の三第一項」に改め、これららの表の第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」を加え、これららの表の第三条の三第二項の項を削る。

第一項の項中「第三条の三第一項」を「及び第三条の三第一項」に改め、これらの表の第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」を加え、これららの表の第三条の三第二項の項を削る。

第一項の表  
二 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第六条第一項の表

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正)

第十一条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一

号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「限る。」を「限り、かつ、中小企

業信用保険法第二一条第一項第六号に該当するものを除く。」に改める。

(破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法の一部改正)

第十一条 破綻金融機関等の融資先である中堅事

業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法

(平成十年法律第二百五十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第二条第二項中「第一号の二」を「第二号」に改める。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第三条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次

のように改正する。

第十二条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)の一部を次

のように改正する。

第十三条第一項の表第三条の二第二項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の二第三項及び第三

二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削り、同表第三条の二第三項及び第三

二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

第二十条中「限る。」であつて「限り、か

つ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。」であつて「中小企業

信用保険法」を「同法」に改める。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第十三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十九年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「については」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として」を「できる限り早期に」に改める。

第六条第二項中「ついては」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与え

る影響及び」を加え、「第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三

「第三条の三第二項」を加え、「第三条の三第二項」を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 この法律の施行の日が株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七号)の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定

による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二

項の規定の適用については、同項中「及び日本政策投資銀行に対する」とあるのは「に対する」と、「これらの機関の」とあるのは「その」と、

「ものとする」とあるのは「ものとし、日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場

等連携支援事業者であつて」を「認定農商工等連携支援事業者(中小企業信用保険法第二条第一

項第六号に該当するものを除く。)であつて「第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三

第二項の項を削り、同条第六項中「認定農商工等連携支援事業者(中小企業信用保険法第二条第一

項第六号に該当するものを除く。)であつて「第三条の三第二項」を加え、「第三条の三第二項」を削る。

第二十条中「限る。」であつて「限り、か

つ、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。」であつて「中小企業

信用保険法」を「同法」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十五条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第三条の二第三項及び第三

条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に

「第三条の三第二項」を加え、「第三条の三第二項」を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十六条 中小企業者と農林漁業者との連携によ

る事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表第三条の二第三項及び第三

条の四第二項の項中「第三条の二第三項」の下に

「第三条の三第二項」を加え、「第三条の三第二項」を削る。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第十七条 商店街の活性化のための地域住民の需

要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)の一部を次のように改

正する。

第八条第一項の表第三条の二第三項の項中

「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削り、同条第四項中「認定商店街活性化支援事業者であつて」を「認定商店街活性化支援事業者（中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。）であつて」に、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正）

第十八条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一百二十八条第一項中「と、同法第三条の二第一項」の下に「及び第三条の三第一項」を加え、「同条第三項」を「同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項」に改め、「同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額」とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「東日本大震災復興緊急保証及びその他の保証」とに、当該債務者」とを削る。

（産業競争力強化法の一部改正）

第十九条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項の表第三条の一第三項の項

中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の二第二項の項を削る。

第五十五条第一項の表第三条の二第三項の項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

第一百六十六条中「限る。」であつて「限り、か」を削る。

「、中小企業信用保険法第二条第一項第六号に該当するものを除く。」であつて「に改める。」

第一百二十四条の表第三条の二第三項中「第三条の二第三項」の下に「及び第三条の三第二項」を加え、同表第三条の三第二項の項を削る。

進するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二 機構における適正な出資等業務の運営を確保するため、機構が出資等の対象となる事業者を客観的・中立的に選定しているかを含め、公正・中立的な立場から審査及び評価を行う第三者委員会を設置するよう機構を指導すること。

四 機構は、サービスの提供開始から十年程度で累積赤字を解消できるような採算性が確保できる会社を出資対象とするよう努めること。また、出資金等の全額を確実に回収できるよう、出資先の事業運営に必要な助言を行うこと。

五 機構が出資しようとする事業については、まちづくり、観光振興等に係る地域戦略との調和が図られ、交通渋滞などの周辺の環境悪化をもたらすことがないようなものとなるよう十分配慮すること。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による出資等の対象となる事業が定められる地域公共交通網形成計画の作成に際しては、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、合意形成が図られるよう、地方公共団体に対し必要な助言・支援を行うこと。

二 機構が地域公共交通網の再編等の事業を行う新たな会社に出資するに当たつては、民業を補完し、民間資金の呼び水機能を果たす観点から、機構と地方公共団体による出資を合わせて全出資額の二分の一未満とするよう努めること。

三 機構における適正な出資等業務の運営を確保するため、機構が出資等の対象となる事業者を客観的・中立的に選定しているかを含め、公正・中立的な立場から審査及び評価を行う第三者委員会を設置するよう機構を指導すること。

四 機構は、サービスの提供開始から十年程度で累積赤字を解消できるような採算性が確保できる会社を出資対象とするよう努めること。また、出資金等の全額を確実に回収できるよう、出資先の事業運営に必要な助言を行うこと。

五 機構が出資しようとする事業については、まちづくり、観光振興等に係る地域戦略との調和が図られ、交通渋滞などの周辺の環境悪化をもたらすことがないようなものとなるよう十分配慮すること。

六 学生や児童、高齢者、障害者等の地域住民の移動手段を確保する観点から、中長期的な収益性が見込まれない地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業の支援についても、予算措置等を含め別途対応すること。

右決議する。

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資等の業務を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に行わせる等の措置を講ずるほか、独立行政法人に係る改革を推進するため、同機構について高度船舶技術に関する業務の廃止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年四月二十三日

参議院議長 山崎 正昭殿  
衆議院議長 大島 理森

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正)

第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

第二十八条第一項中「この項において」を削る。

第三章第八節中第二十九条の次に次の二条を加える。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正)

第一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十八号)の一部を

機構による軌道運送高度化事業等の推進)

第二十九条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸

施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、地域公共交通網形成計画に定められた軌道運送高度化事業等を推進するため、次の業務を行つた。

一 認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。

一 認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

二 前号に掲げる業務を行つた。

「第二十九条第一項」に改める。

「第三条第一項」に改める。

二十四条第一項及び第三十条に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項第九号中「民間において行わ

れる高度船舶技術に関する試験研究に必要な資

金(以下「試験研究資金」という。)又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同項第十号を次の

よう改める。

第六条第二項後段を削る。

第四条第八号を削る。

第六条第二項後段を削る。



## (政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置・罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第五条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号。次条及び附則第七条において「不当廉価建造契約防止法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第二条のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二条第一項及び第二項の改正規定及び同法附則第七条第二項の改

正規定中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」とあるのは「第十二条第四項」を「第十三条第四項」と、「第三号」を削り」とあるのは「第三号」を削り、「第十二条第三項」を「第十三

条第三項」とする。

2 不当廉価建造契約防止法の施行の日前である場合(前項に規定する場合を除く。)には、前条の規定は、適用しない。

第八条 日本国鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正

正規定中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」とあるのは「第十二条第三項」に、「第十二条第四項」を「第十三条第四項」に改め

に改め、同法附則第十二条第一項及び第二項の改正規定中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」とあるのは「第十二条第三項」に、「第十二条第四項」を「第十三

に改め、同条第五項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一号」に、「第十二条」を「第十三

条」に改める。

附則第六条第一項中「第十二条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同条第五項中「第三十二条第一号」を「第三十二条第一号」に改める。

第九条 日本国鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改め。

附則第四条第八項及び第五条第五項中「これらに附帯する」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十一条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改め。

(国土交通省設置法の一部改正)

附則中第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第二十八条第一項中「第二十六条第一号」を「第二十五条第一号」に、「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第三十二条第一号」を「第三十二条第一号」に、「第十二号」を「第十三

条」に改める。

第二十九条

投票者氏名

日程第一 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名 一九八名

阿達 雅志君

青木 一彦君

赤石 清美君

井原 有村

巧君 治子君

石井 準一君

長峯 誠君

高野光二郎君

柘植 芳文君

鶴保 康介君

豊田 俊郎君

高橋 克法君

滝沢 求君

塚田 一郎君

中川 雅治君

中西 祐介君

堂故 茂君

中泉 松司君

中曾根弘文君

中原 八一君

二之湯 智君

西田 昌司君

石井 正弘君

石田 昌宏君

磯崎 陽輔君

岩井 茂樹君

宇都 隆史君

江島 潔君

尾辻 秀久君

大沼みづほ君

太田 房江君

岡田 広君

金子原二郎君

北川イッセイ君

熊谷 大君

佐藤 信秋君

小坂 憲次君

上月 良祐君

佐藤 実君

酒井 庸行君

島房安伊子君

島村 大君

世耕 弘成君

伊達 忠一君

高橋 克法君

滝沢 求君

塚田 一郎君

中川 雅治君

中西 祐介君

堂故 茂君

中曾根弘文君

中原 八一君

二之湯 智君

西田 昌司君

(調整規定)

第七条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前二条の規定は、適用しない。この場合において、第二

官 報 (号 外)

平成二十七年五月二十日 参議院会議録第十九号

參議院會議錄第十九號 投票

投票者氏名

		反対者氏名		賛成者氏名	
		三七名		二二五名	
野上浩太郎君	野村哲郎君	風間直樹君	金子洋一君	山本博司君	横山信一君
羽生田俊君	長谷川岳君	神本美恵子君	北澤俊美君	若松謙維君	江口克彦君
馬場成志君	橋本聖子君	小西洋之君	小見山幸治君	中野正志君	支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出)
林芳正君	藤川政人君	福岡資麿君	藤井基之君	和田政宗君	中山恭子君
藤井基之君	古川俊治君	堀内恒夫君	堀内恒夫君	浜田和幸君	成志君
大野元裕君	堀内恒夫君	牧野たかお君	松下新平君	松下新平君	元裕君
大島九州男君	丸川珠代君	三木亨君	舞立昇治君	芝博一君	源幸君
尾立源幸君	三宅伸吾君	溝手顯正君	田城郁君	小林正夫君	勝也君
大野元裕君	森まさこ君	森屋宏君	津田弥太郎君	斎藤嘉隆君	江崎孝君
加藤敏幸君	柳本卓治君	柳本修路君	芝博一君	芝博一君	通宏君
大塚耕平君	山下雄平君	山田俊郎君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	勝也君
大久保勉君	山田俊郎君	山谷えり子君	長浜博行君	長浜博行君	敏幸君
大久保勉君	吉川ゆうみ君	吉田順三君	西村まさみ君	西村まさみ君	敏幸君
大久保勉君	若林健太君	吉田博美君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	敏幸君
大久保勉君	渡辺猛之君	渡邊雅史君	浜野喜史君	浜野喜史君	勝也君
大久保勉君	足立信也君	相原久美子君	広田一君	直嶋正行君	勝也君
大久保勉君	有田芳生君	石上俊雄君	丸山和也君	丸山和也君	勝也君
大久保勉君	江崎江田	磯崎哲史君	三木亨君	三木亨君	勝也君
大久保勉君	浜田新妻	杉谷合	水落敏栄君	三宅伸吾君	勝也君
大久保勉君	浜田昌良君	杉正明君	宮本周司君	溝手顯正君	勝也君
大久保勉君	山口那津男君	佐藤義博君	森原じゅん子君	森原じゅん子君	勝也君
矢倉克夫君	山口那津男君	秋野公造君	柳澤光美君	柳澤光美君	勝也君
矢倉克夫君	山口那津男君	吉川沙織君	森本真治君	森本真治君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	柳田安井美沙子君	柳田安井美沙子君	柳田安井美沙子君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	蓮舫君	柳田安井美沙子君	柳田安井美沙子君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	荒木清寛君	柳田安井美沙子君	柳田安井美沙子君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	魚住裕一郎君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	竹谷とし子君	佐々木さやか君	佐々木さやか君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	佐藤忠智君	福島みづほ君	福島みづほ君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	吉田忠智君	薬師寺みちよ君	薬師寺みちよ君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	山田太郎君	又市渡辺美知太郎君	又市渡辺美知太郎君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	行田邦子君	山田中西健治君	山田中西健治君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	松田公太君	山田中西健治君	山田中西健治君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	北村片山さつき君	岸宏一君	岸宏一君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	岡田直樹君	岡田直樹君	岡田直樹君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	岡田泰正君	大野泰正君	大野泰正君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	岡田衡藤晟一君	猪口邦子君	猪口邦子君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	江島光英君	岩井茂樹君	岩井茂樹君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	宇都隆史君	宇都隆史君	宇都隆史君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	尾辻秀久君	江島潔君	江島潔君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	大沼みずほ君	宇都隆史君	宇都隆史君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	太田房江君	江島潔君	江島潔君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	岡田広君	尾辻秀久君	尾辻秀久君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	金子原二郎君	大沼みずほ君	大沼みずほ君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	北川イッセイ君	尾辻秀久君	尾辻秀久君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	佐藤良祐君	大沼みずほ君	大沼みずほ君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	佐藤憲次君	佐藤良祐君	佐藤良祐君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	小坂大君	佐藤憲次君	佐藤憲次君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	熊谷大君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	北村経夫君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	小泉昭男君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	古賀友一郎君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	佐藤祥肇君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	鴻池経夫君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	佐藤正久君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	島東昭子君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	島田三郎君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	島田大君	佐藤大君	佐藤大君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	島尻安伊子君	佐藤信秋君	佐藤信秋君	勝也君
糸数慶子君	山口那津男君	島村大君	酒井庸行君	酒井庸行君	勝也君

平成二十七年五月二十日

參議院會議錄第十九號

投票者氏名 質問主意書及び答弁書

一一

官報(号外)

これらの状況を踏まえ、以下質問する。

一 地方自治法第九十九条の規定により平成二十七年三月二十七日に沖縄県議会が国会等へ提出した「民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書」においては、「アジア太平洋戦争の「沖縄戦」「南洋戦」における一般民間戦争被害者のうち戦傷病者戦没者遺族等援護法により援護された被害者以外の数多くの未補償の被害者（死没者の場合はその遺族）に対し、国家の責任において援護措置を決定し、相当の援護金等を支給する「新たな援護法」を制定することを強く要請する」とされている。

この「新たな援護法」の制定に対する政府の見解を示されたい。

二 昭和六十二年八月七日に参議院議員喜屋武眞榮君が提出した「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用上の問題点に関する質問主意書」（第百九回国会質問第五号）に対する答弁書（内閣参質一〇九第五号）により、戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく昭和五十七年度から昭和六十一年度までの沖縄における六歳未満の戦闘参加者に係る援護の措置の対象者数については、その後公表されていない。

沖縄における六歳未満の戦闘参加者に係る援護の措置の対象者に関して、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく障害年金、遺族年金、遺族給

与金及び弔慰金の裁定者並びに戦傷病者特別援護法に基づく療養の給付及び補装具の支給の対象者について、昭和六十二年度以降現在までの年度別の数及び総数をそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年五月十九日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出「新たな援護法」制定及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に関する質問に対する答弁書

する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出「新たな援護法」制定及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用に関する質問に対する答弁書

一について  
政府としては、御指摘の「新たな援護法」を制定することは考えていない。

二について  
お尋ねについては、その調査に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

明治二十三年三月三十日  
郵便物認可

平成二十七年五月二十日 参議院会議録第十九号

発行所  
二東京都一〇五番五号虎ノ門四丁目  
独立行政法人国立印刷局

電話  
03(3587)4294

定価  
本体  
一一〇円